

試験研究について

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課
処理施設許可係

本市において廃棄物を用いた試験研究を計画している場合には、事前に試験研究計画書を提出し、計画の内容が試験研究に該当するか否かについて市の判断を受けてください。試験研究計画書は任意様式です。作成例を参考にして作成してください。

試験研究に該当するか否かについては、環境省通知(平成18年3月31日付け環廃産発060331001号)の趣旨を鑑みて判断します(この通知は産業廃棄物に係るものですが、本市では一般廃棄物についてもこれに準じた取扱いをしています)。

また、試験研究の実施後には、すみやかに試験研究結果報告書を提出してください。



参考

平成18年3月31日付け環廃産発060331001号(第二 産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について)
(抜粋)

営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う場合は、産業廃棄物の処理を業として行うものではないため、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を要しないものである。また、当該試験研究にのみ使用する施設は、試験研究を目的としたものであり、産業廃棄物処理施設の設置の許可は要しないものである。なお、試験研究に該当するか否かについては、あらかじめ、都道府県知事が試験研究を行う者に対して、当該試験研究の計画の提出を求め、以下の点に該当するか否かで判断すること。

- (1) 営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係るものであること。
- (2) 試験研究の期間は試験研究の結果を示すことができる合理的な期間であり、取り扱う産業廃棄物の量は、試験研究に必要な最小限の量であり、かつ試験研究の結果を示すことができる合理的な期間に取り扱う量であること。この点について、都道府県知事は当該試験研究を行う者が試験研究と称して不正に廃棄物処理を行うことがないよう厳格に指導すること。特に試験研究の期間については、期間を区切って試験研究の結果を確認する等の措置をとり、試験研究を行う上で最も短い期間になるようにすること。
- (3) 試験研究については、法第12条の処理基準を踏まえ、不適正な処理を行うものではないこと。試験研究に使用する施設については、法第15条の2第1項各号等を踏まえ、生活環境保全上支障のないものであること。また、試験研究の目的、期間及び投資額等から、不正な産業廃棄物の処理が行われないように特に厳格に審査を行うべきである。
- (4) 試験研究という性質にかんがみ、同様の内容の試験研究が既に実施されている場合には、その試験研究の結果を踏まえ、当該試験研究の実施の必要性を判断し、主として不正な産業廃棄物の処理を目的としたものでないことが確認できるものであること。
- (5) 試験研究に必要な期間を超えるもの、必要な量を超える廃棄物の処理を行っているもの、不適正な処理が行われている等、計画に従っていない不適正な状態が判明した場合には、告発等の速やかな対応を行うことが適切であること。なお、試験研究と称して産業廃棄物を処理しているような場合は当然無許可営業等に該当するものであること。